

定例記者会見資料

那須烏山市

<p>1. 件名（情報・題名） 庁舎整備ニュースレターの発行について</p>
<p>2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）</p> <p>本市の庁舎整備については、平成 29 年度から令和元年度にかけて、那須烏山市庁舎整備等検討委員会における検討及び住民説明会の開催を通じ、「庁舎整備基本構想（素案）」を策定し、合意形成を図ってきましたが、本市を取り巻く社会情勢や市民の声も大きく変化してきた中、行政サービスの維持や災害時におけるリスク分散の視点を含めた見直しの必要性が生じたことを受け、検討材料の収集・調査検討・議論を再検証するため、令和 4 年 7 月に「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）見直し方針」を定め、現在、見直し・再検討を本格的に進めているところです。</p> <p>つきましては、今般、「庁舎整備って今どうなっているの？」「これからどうやって進めていくの？」といった内容について、市民の皆様にお伝えし、庁舎整備の必要性の共通認識を醸成する一助となればとの思いから、「庁舎整備ニュースレター」を刊行する運びとなりました。</p> <p>VOL.1 創刊号では、庁舎整備に関するこれまでの経緯や、見直しの基本的考え方等について、「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）見直し方針」の内容を詳しくお伝えします。</p> <p>周知方法については、本日の記者会見で情報提供するほか、市ホームページに掲載の上、10 月の行政区長等文書配布により、班回覧します。</p>
<p>※【過去実施時との相違点】</p>
<p>3. 現在の状況や今後の展開</p> <p>今後も、庁舎整備に関する進捗状況等について、随時発信する予定です。市ホームページに掲載することを基本としながら、必要に応じ、全戸配布又は班回覧により周知します。また、総合政策審議会等の市民等で構成する各種会議時にも配布することにより、周知を図ります。</p>
<p>4. 添付資料（要綱・名簿・写真・チラシ・パンフレット） 庁舎整備ニュースレター VOL.1 創刊号</p>
<p>5. 主催者・共催者名</p>
<p>6. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等） 総合政策課 庁舎整備推進室 ☎0287-83-1112</p>

製作・問合せ

総合政策課 庁舎整備推進室
☎ 0287-83-1112



本号の内容

- 1 これまでの主な経過
- 2 見直しの基本的考え方
- 3 現行素案の課題・見直しのポイント
- 4 見直しの手法
- 5 見直しの主なスケジュール

令和4年度から、総合政策課内に庁舎整備推進室が新設されました。「庁舎整備って今どうなっているの?」「これからどうやって進めていくの?」といった内容について、市民の皆様にお伝えするべく、庁舎整備ニュースレターを刊行する運びとなりました。

本号では、令和4年7月に策定した「那須烏山市庁舎整備基本構想(素案)見直し方針」の内容について詳しくお伝えします。庁舎整備に関する情報共有を図り、共通認識に立つことができるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

1 これまでの主な経過

市の動き

- 平成29年10月 那須烏山市庁舎整備等検討委員会を設置。庁舎整備基本構想(素案)の協議を開始。
- 令和元年9月 庁舎整備等検討委員会において、「中央公園に新築で庁舎を整備する」との方針について、「基本的に了とする」との答申。
- 同年10月～11月 住民説明会を開催。(その中で、神長地区の検討を求める意見複数)
- 令和2年5月 広報なすからすやまで周知。(中央公園と神長地区を比較検討した結果、中央公園での庁舎整備を決定したとの内容)

議会の動き

- 平成30年6月 市議会において、庁舎整備検討特別委員会を設置。
- 令和2年3月 市長宛てに「中間報告書」を提出。「市民にも十分理解が得られるよう慎重に整備計画を進められたい」との意見を付記。
- 令和3年6月 市長宛てに「要望書」を提出。速やかな庁舎整備基本構想(素案)のパブリックコメント実施、事務所位置条例改正の早期上程を求める内容。



このような中、

- 防災集団移転や南那須地区広域行政事務組合の衛生センター・那須南病院の建替えといった大きな行政課題が出現。
- 令和元年東日本台風による被害と災害時における防災拠点の重要性を再認識。
- 新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展に伴い、ライフスタイルや働き方、行政サービス提供方法等が大きく変化。



以上のことから、現行の庁舎整備基本構想(素案)は、市民や議会から十分な理解が得られる内容ではなくなってしまい、まだまだ検討材料の収集・調査検討・議論が必要であるとの判断に至りました。



これらを踏まえ、令和3年度は、「庁舎整備基本構想(素案)の見直し・再検討」を表明するとともに、今後の有効な進め方を模索し、令和4年度から、いよいよ本格的な見直し・再検討を進めていくこととなりました。

2 見直しの基本的考え方

(1) 踏まえるべき視点

① 2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過

■ 合併協定書（H17.2.25）・新市建設計画（H17.2）

「新庁舎の建設の是非及び整備等は、新市において検討を進める」とされています。

■ 第1次総合計画（H20.3）

烏山市街地を都市活動拠点エリアとして、新本庁舎等の都市拠点機能の配置などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリアと位置付けています。

■ 都市計画マスタープラン（H20.3）

「新本庁舎については、烏山市街地における配置を図る」「南那須市街地については、行政の副次拠点として、支所機能の配置により市民サービスの維持を図る」と定めています。

■ 第2次総合計画（H30.3）

第1次総合計画同様、烏山市街地を都市活動拠点エリアとして、新本庁舎等の配置を図るエリアとして位置付けています。

② 庁舎整備等検討委員会の答申の付帯意見



■ 答申の主な付帯意見（R1.9）

- ・人口減少等を踏まえ、人口に見合ったコンパクトな庁舎整備を検討する必要がある。
- ・庁舎整備の立地場所は、まちづくりと一体的に考える必要がある。
- ・整備に合わせて、市民ニーズの高い施設の複合化や公共施設の集約化を図ってほしい。
- ・4つの庁舎（烏山庁舎、南那須庁舎、保健福祉センター、水道庁舎）に勤務する職員を1箇所に集約した場合に延床面積が6,000㎡必要ということだが、本当に1箇所に集約する必要があるか十分に検討されたい。
- ・庁舎整備に関しては、多額の費用を要するため、市民との合意形成を図ってほしい。

③ 市議会 庁舎整備検討特別委員会の中間報告書における議員意見

■ 新築による本庁方式への移行について（場所はいずれにしても）

- ・賛成 12人 ・反対 2人 ・その他 3人

■ 新庁舎の整備時期について

- ・合併特例債の期限内に整備すべき 7人 ・期限にこだわらず慎重に検討すべき 10人

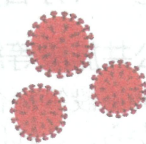
■ 主な意見

- ・市民との対話が不十分。
- ・合併特例債は必要な他事業への活用も検討し、新庁舎整備に関しては時期に固執せず慎重に議論すべき。
- ・衛生センターの建替え等の広域事業も喫緊の課題。プライオリティを明示すべき。
- ・中央公園ありきではなく柔軟な発想で再考願いたい。
- ・庁舎だけでなく、市民の要望の多い複合施設の整備を早急 to 実施すべき。



④ 本市を取り巻く社会情勢の変化

- 令和元年東日本台風による被害と防災拠点の重要性の再認識
- 新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展に伴う行政サービス提供方法等の変化



⑤ 本市の財政状況

厳しい財政状況にはありますが、庁舎を始めとした公共施設の再編については、その財源確保のため、これまで着実・確実に基金を積み立てています。

【公共施設関係の基金の推移】

	H26年度末	R3年度末	差
市有施設整備基金	17億円	20億円	+3億円
庁舎整備基金	0円	19億円	+19億円
合計	17億円	39億円	+22億円

(2) “庁舎整備は何のために行うのか”の原点の再確認



- ① 災害発生時に災害復旧拠点・防災拠点として機能
- ② コンパクトシティを念頭に置いた都市再生（市街地再生）の実現
- ③ 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎の実現
- ④ 市民との協働や市民の交流が図れる庁舎の実現
- ⑤ SDGsに配慮した環境にやさしい庁舎の実現



3 現行素案の課題・見直しのポイント

(1) 庁舎整備とまちづくりの一体的な検討



見直しのポイント① 4庁舎の今後の取扱いについての具体的な方向性の検討

■ 那須烏山市公共施設等総合管理計画に基づく方向性

那須烏山市公共施設等総合管理計画における4庁舎の今後の方針については次のとおりとなっていることから、これに基づく具体的な方向性の検討を進めます。

- 烏山庁舎、南那須庁舎 本庁舎移転後に用途廃止し、効果的な跡地利用の検討を行う。
- 保健福祉センター・・・ 市役所の支所機能及び災害時の避難所機能を兼ねた運用をする。
- 水道庁舎・・・・・・・・ 本庁舎への移転、既存施設の大規模修繕、別地での新築など、状況を踏まえながら検討する。

■ 烏山庁舎・南那須庁舎の耐震不足に伴う当面の方向性

庁舎整備が完了するまで、耐震性が不足している烏山庁舎・南那須庁舎をこのままにして良いか真剣に考える必要があります。

見直しのポイント② 庁舎規模の再検討



- 今後の人口減少等を加味した当面の職員数の想定
- 当面の職員数の想定を踏まえ、本庁舎に勤務する職員数を想定
- 本庁舎に勤務する職員数の想定を踏まえ、本庁舎に必要な延床面積を精査

見直しのポイント③ 「南那須市街地」と「烏山市街地」の今後のまちづくりの具体的な方向性の検討

■ 南那須市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性

- 現在、都市建設課において策定中の那須烏山市立地適正化計画における南那須市街地の将来像を踏まえ、具体的な方向性の検討を進めます。

【将来像】

- ・ 大金駅を中心に、市域西部の生活を支える拠点形成を図る。
- ・ 宇都宮方面との近接性を活かした住みやすい定住拠点としての機能向上を図る。
- ・ 大金駅を中心とした公共交通ネットワークの充実を図る。
- 南那須庁舎の跡地利用については、住みやすい定住拠点としての機能向上を図るための検討を進めます。

■ 烏山市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性

- 那須烏山市立地適正化計画における烏山市街地の将来像を踏まえ、具体的な方向性の検討を進めます。

【将来像】

- ・ 烏山駅から歩いて利用できる範囲に公共施設等の集積によるコアとそれらをネットワークする軸を位置付ける。
- ・ 将来像に整合させた誘導区域を設定し、コンパクトで利便性の高い市街地形成を目指す。
- 本庁舎の立地場所については、市街地において、あれだけの広い公有地が確保できるのは中央公園以外には見当たらず、その敷地は公共施設の集約地として適地であり、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと期待されます。
しかしながら、庁舎規模の精査や中央公園に立地する烏山公民館、烏山体育館等の代替施設をどうするかといった検討の中で、改めて検証の上、再考する必要があります。
- 烏山庁舎の跡地利用については、那須烏山市公共施設等総合管理計画における烏山公民館、烏山体育館、烏山図書館等の今後の方針を踏まえ、具体的な方向性の検討を進めていきます。

(2) 市民意見や意向の把握の充実・合意形成の方策の検討



市民の皆様に対しては、令和元年7月～9月の広報特集、同年10月～11月の住民説明会、令和2年2月及び同年5月の広報などを通じ、説明はしているものの、市議会の庁舎整備検討特別委員会の中間報告書（R2.3.30）における主な議員意見にもあるとおり、まだまだ市民の皆様への説明等が不十分であると考えております。

今般、所要の見直しを行うことも踏まえ、改めて、タウンミーティングの開催などにより市民意見や意向の把握に努めるとともに、合意形成を図っていきます。

4 見直しの手法

(1) 庁内検討体制

見直し・再検討案については、副市長・各課局長で構成する公共施設等再編整備検討委員会に諮り、全庁的な合意形成を図っていくこととします。

(2) 庁舎整備等検討委員会の関わり方

必要な検討材料を集めた後、庁舎整備等検討委員会に再諮問し、調査及び検討を行っていただくことを考えています。

(3) 市議会との合意形成

見直しの過程において、報告・意見聴取を行うなど、合意形成に努めます。

※令和4年7月19日、市議会の第1回庁舎整備検討特別委員会において、見直し方針について説明を行いました。



5 見直しの主なスケジュール

年 度	内 容
令和4年度 前半	庁舎整備基本構想（素案）見直し方針の作成・決定 市議会への報告・意見聴取 庁内における意見、要望等の整理
後半	見直し方針等に関する市民等からの意見聴取 候補地に関する都市計画等の識者からの意見聴取 市民等における意見、要望等の整理 市議会への報告・意見聴取
令和5年度 前半	庁舎整備等検討委員会へ再諮問（基本構想（素案）の見直し） 庁舎整備等検討委員会での調査検討 庁舎整備等検討委員会からの答申 市議会へ報告・意見聴取 ※答申や市議会の意見を踏まえ、構想素案から構想案へ内容を精査 庁舎整備基本構想（案）の決定 市議会への報告
後半	庁舎整備基本構想（案）のパブリックコメントの実施 市議会への報告・意見聴取 ※パブコメ結果や市議会意見を踏まえ、構想案から構想へ内容を精査 庁舎整備基本構想の決定 市議会への報告・公表
令和6年度	基本計画
令和7年度	基本設計
令和8年度	実施設計
令和9年度～10年度	施工



VOL.1創刊号をご拝読いただき、ありがとうございました。
 今後も、庁舎整備に関する進捗状況等について、わかりやすく、タイムリーにお伝えしていけるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひします。